

所長指示第5号  
令和3年1月22日

福岡拘置所長

### 宗教上の行為等の実施について

標記について下記のとおり定め、即日施行します。

なお、平成31年1月24日付け当職指示第6号「宗教上の儀式行事及び宗教教誨の実施について」及び令和2年3月19日付け当職指示第85号「宗教上の行為について」は、廃止します。

#### 記

##### 1 宗教上の儀式行事

###### (1) 対象者

自営作業就業受刑者のうち、参加を希望した者とする。ただし、反則行為の調査中の者、閉居罰執行中の者、休養中の者及び釈放前指導中の者を除く。

###### (2) 実施要領

企画部門（指導）（以下「指導職員」という。）が、その都度起案する。

##### 2 個人教誨

###### (1) 教誨師が行う教誨

###### ア 対象者

被収容者のうち、個人教誨を希望する旨の願箋を提出して許可された者とする。願箋には、教誨を希望する理由及び宗派を記載させ、宗派の記載がない場合は、指導職員が調整する。

###### イ 実施時間及び場所

実施時間は原則として1時間以内とし、実施場所は教誨室とする。

###### ウ 参加の可否判断

提出された願箋に首席矯正処遇官（処遇担当）（以下「処遇首席」という。）及び首席矯正処遇官（企画担当（以下「企画首席」という。）が可否について意見を付し、処遇部長の決裁を受ける。

(2) 教誨室において教誨師不在で行う宗教上の行為

ア 対象者

被収容者のうち、自己の親族等（配偶者（内縁を含む。）又は2親等以内の血族、1親等以内の姻族）又は被害者（事件の被害者が死亡している場合）の冥福を祈るため、教誨室において教誨師不在で行う宗教上の行為を希望する旨の願箋を提出して許可された者とする。

イ 実施時間及び場所

実施時間は15分以内とし、実施場所は教誨室とする。

ウ 実施の可否判断

提出された願箋に処遇首席及び企画首席が可否の意見を付し、処遇部長の決裁を受ける。

エ 連行及び立会い

原則として処遇部門職員が連行し、処遇部門職員及び指導職員による合計2名以上で立会いを行う。

3 集合教誨

(1) 対象者

自営作業就業者のうち、集合教誨の参加を希望する旨の願箋を提出し、処遇審査会に付議して許可された者とする。願箋には、希望する宗派を記載させることとする。ただし、反則行為調査中の者、閉居罰執行中の者、休養中の者及び釈放前指導中の者は除く。

(2) 実施時間及び場所

実施時間は1時間以内とし、実施場所は教誨室又は企画首席が指定した場所とする。

4 死刑確定者への継続的な宗教教誨

(1) 対象者

死刑確定者のうち、継続的な宗教教誨を希望する旨の願箋を提出し、処遇審査会に付議して許可された者とする。願箋には、教誨を希望する理由及び希望する宗派を記載させることとする。

(2) 実施時間及び場所

実施時間は1時間以内とし、実施場所は教誨室とする。

5 職員の立会い

職員の立会いは、処遇上、保安上又は教誨実施上必要であると認めた場合と

する。

職員が立会った場合は、その旨を「教誨等実施簿」（別紙1）に記載する。

## 6 宗教上の行為の一時停止又は中止

- (1) 宗教上の行為を行う際、その円滑な実施を妨げる行為があつた場合又はそのおそれがある場合には、立会い職員は一時停止することができる。
- (2) 一時停止した場合は、その後の再開又は中止について、統括矯正処遇官（指導担当）又はその代理者が、その旨を本人に告知する。

## 7 許可の取消し

対象者が教誨の辞退を希望する願箋を提出した場合や、記7により参加を一時停止又は中止された場合には、処遇審査会に付議して許可を取消すことができる。

## 8 記録

宗教上の儀式行事又は宗教教誨を実施した場合には、指導職員が「教誨等実施簿」（別紙1）に記入するとともに、教誨師に実施内容の記載を依頼する。

## 9 用具の貸与

宗教上の儀式行事又は宗教教誨の際に、用具の貸与を希望する者については、企画首席の判断で数珠と経典を貸与することができる。また、一人で行う宗教上の行為の際には、器具の貸与、焼香及びろうそくの点火等は認めない。

## 10 留意事項

- (1) 指導職員は、教誨師に対し、宗教上の儀式行事又は宗教教誨を行うに当たり遵守すべき事項を、「矯正指導に御協力していただく皆様へのお願い」（別紙2）により告知すること。
- (2) 指導職員は、教誨師に対し、宗教上の儀式行事又は宗教教誨に参加する被収容者の人数、氏名その他必要な情報を提供するものとする。
- (3) 宗教教誨は、原則として一人一宗派とする。

機密性 2 完全性 1 可用性 1

別紙 1

所長	部長	首席 処遇 企画	統括	主任	係

教誨等実施簿

1 教誨師名	宗派					
2 被収容者の氏名 又は人員						
3 実施日時	年	月	日	時	分から 時 分まで	
4 実施場所						
5 活動の種類 (該当箇所に□)	<input type="checkbox"/> 儀式行事	( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団 )	<input type="checkbox"/> 教誨	( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団 )	<input type="checkbox"/> 協力活動	( <input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 集団 )
6 実施内容						
7 参考事項						

(注) 5 活動の種類欄の「協力活動」には、教誨師が矯正指導や宗教以外のクラブ活動等を行った場合に□すること。

(参考事項)

活動の種類を選択するに当たっては以下の点に留意すること。

- 1 儀式行事  
彼岸法要、大祓、復活祭、葬儀等の特定の日に宗教家が主宰して行う活動等
- 2 教誨  
個人的依頼によりなされる読経、説話、教化、告解等の宗教教義に基づく精神的救済活動
- 3 協力活動  
矯正処遇、矯正教育等の指導・教育的活動

別紙2

矯正指導に御協力していただく皆様へのお願い

平素から、矯正業務についての深い御理解のもと、宗教上の儀式行事又は教誨（以下「指導等」という。）を通して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度お願いしました被収容者への指導等に当たりましては、下記事項について御留意いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 指導等を通じて知ることのできた被収容者の身上に関する秘密を漏らさないでください。
- 2 被収容者の裁判、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上に関する事項には触れないでください。
- 3 指導等をした被収容者について、矯正処遇の適切な実施、規律及び秩序の維持その他管理運営上注意を要すると思われる事項は、必ず企画部門（指導担当）職員にお知らせください。
- 4 指導等を通じて知ることのできた情報を外部に発表するときは、あらかじめ首席矯正処遇官（企画担当）に御相談ください。

これは、施設に対する正しい広報の在り方と、被収容者の人権保障の万全を期するために必要でありますので、慎重な御配慮をお願いします。

- 5 被収容者に書籍等の物品の交付を希望される場合は、定められた手続がありますので企画部門（指導担当）にお申し出ください。
- 6 被収容者と担当保護司等外部の者との通信、連絡をする必要が生じた場合、また、被収容者から家族を訪問することを依頼された場合などは、企画部門（指導担当）職員にお申し出ください。
- 7 施設が指定した被収容者以外の被収容者との面接を希望される場合は、企画部門（指導担当）職員にお申し出ください。
- 8 指導等が終了したときは、速やかに担当職員へその旨御連絡ください。  
なお、指導等の実施中に被収容者が不穏な言動をしたり、または、そのおそれがあった場合も直ちに担当職員へその旨を御連絡ください。
- 9 被収容者に御自身の住所、電話番号、御家族のプライベートな話等を教えますと、御迷惑を掛ける者がいますのでご注意ください。
- 10 以上のほか、施設側から特に遵守をお願いすることがある場合は、その都度お知らせしますので、お含み置きください。また、これらのことでの御不明な点等ありましたら、遠慮なく企画部門（指導担当）職員にお申し出ください。